

れいわ ねん がつ にち
令和4年4月8日

ほごしゃさま
保護者様

おおさかしりつしもしんじょうしうがつこう
大阪市立下新庄小学校
こう ちょう たなか ひとし
校長 田中 齊

ひじょうへんさいじ そち し ほぞんばん 非常変災時における措置についてお知らせ（保存版）

ようしゅん こう ほごしゃ みな ごせいしよう ぞん
陽春の候、保護者の皆さまにはますますご清祥のことと存じます。
へいそ ほんこうきょういくはってん し えん きょうりょく たまわ あつ おんれいもう
平素は、本校教育発展のためにご支援とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。
じどう あんぜんかくは おおさかし つうち もと ひじょうへんさいじ そち かき
さて、児童の安全確保のため、大阪市の通知に基づき、非常変災時の措置を下記のよう
にいたしますので、よろしくお願ひいたします。

りんじきゅうぎょう そち ぱあい <臨時休業措置をとる場合>

ごぜん じ じてん ごぜん じ す しげょう じ こく
午前7時の時点でもしくは午前7時を過ぎて始業時刻まで

- (1) 大阪市に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合。
- (2) 東淀川区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等は避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。
- (3) 大阪市内のいずれかの地域において震度5弱以上の地震（気象庁発表）が発生した場合。
- (4) 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された事象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ ただし、上記（1）～（4）に関わらず、「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報の発表、児童の登校時の安全が確保できない事態や学校周辺の緊急事態等が発生した場合、もしくは学校施設の被害や授業の実施が困難になる事態が発生した場合やこれらの事態が生じる恐れがあると判断した場合には、学校長の判断により臨時休業措置とする場合があります。

げこうそち ぱあい <下校措置をとる場合>

しごようじこくいこう りんじきゅうこう そち そちきじゅん さき がいとう さいがいとう
始業時刻以降に、臨時休校措置の措置基準（左記(1)～(4)）に該当する災害等
はつせい ぱあい がつこうちょう はんだん こうじ へんこう おこな きょうしょくいんいんそつ
が発生した場合には、学校長の判断により校時変更を行い、教職員引率に
しゅうだんげこう ほごしゃひ わた げこう そち
による集団下校もしくは保護者引き渡しによる下校の措置をとります。

- ※ ただし、通学路の安全確認ができない場合など、学校にいる方が安全と判断した場合には、下校措置をとらずに学校に待機する場合もあります。
- ※ 下校措置をとる場合には、「緊急連絡カード」に従って、保護者の方に連絡させていただきます。（緊急連絡先に変更が生じた場合は、速やかに担任まで連絡をお願いします。）

- 臨時休業措置もしくは下校措置の判断をした場合には、「ミマモルメ」のお知らせメール配信と「学校ホームページ」にてお知らせいたします。（「ミマモルメ」の登録はお済みですか？登録がまだの方は、いざという時のために登録していただきますようお願いします。）
- 臨時休業措置をとった後で登校してきた児童には、学校より保護者の方に電話にて連絡をさせていただき、教職員引率による下校もしくは保護者引き渡しによる下校の措置をとさせていただきます。
- 日頃から、お子さんと災害等が発生した場合にはどうするかをよく話し合っておいてください。（登下校時のこと、誰が迎えに行くのか、お家のでの過ごし方など）
- 学校が臨時休業措置や下校措置をとった場合には、いきいき活動も中止になります。
- 台風の接近時などには、テレビ等の気象情報や河川の情報に注意しておいてください。